

(10) 成績評価・追試験等

① 成績評価の方法

本法科大学院における成績評価は、授業の形式に応じて適切な方法により厳正に行われる。成績評価については、主に、以下の方法によるが、各科目の方針についてはシラバスに記載されているので、十分に留意すること。双方向・多方向形式の授業においては、期末に筆記試験を実施するとともに、授業における学習状況を平常点として評価する。平常点の評価は、出席状況、授業への参加の姿勢、発揮された理解力や表現力、与えられた課題への取り組み、随時実施される小テストの成績などにより行う。筆記試験の評価は、知識の習得状況、法的问题点の理解や整理の能力、適切な論理構成による論証力、文章の構成能力や表現力などの観点から行う。

講義形式の授業では筆記試験の成績、演習形式や実務選択科目などでは平常点の成績を中心に成績評価を行う。後者においては、レポートの提出を求める場合もある。

なお、いずれの授業形式においても、授業への出席と積極的参加が重視されるので、シラバスに記載されている出席要件について、十分に留意すること。

② 成績評価の基準及び評点平均

成績評価は、100点を満点、60点以上を合格として、下表に定める成績区分及び基準に基づき、点数により行う。ただし、リサーチ・ペーパー及び実習を中心とする科目については、合否による成績評価を行うので、シラバスにて確認すること。

そして、進級及び修了要件において、評点平均（計算方法については下記参照）を用いるので、成績表で確認すること。

成績区分	点数	評点	成績基準
A ⁺	85～100	5	当該科目の学修目標を十分に又はそれを超えて達成しており、非常に優れている。
A	80～84	4	当該科目の学修目標を達成しており、優れている。
B	75～79	3	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの評価事項について優れた成果を示している。
C	70～74	2	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しているが、いくつかの評価事項については最低限の水準を満たすにとどまる。
D	60～69	1	ほとんどの評価事項について、当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。
F	0～59	0	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

【評点平均の計算方法】

評点平均 = (A⁺評価の科目数 × 5 + A評価の科目数 × 4 + B評価の科目数 × 3 + C評価の科目数 × 2 + D評価の科目数 × 1 + F評価の科目数 × 0) ÷ A⁺からF評価の科目の総数

- ・ 端数については、小数第2位を切り捨てる。
- ・ 合否による成績評価並びに履修規程第4条の2により単位を修得したものとみなす科目及び第4条の3第1項により履修することができる科目の成績評価は算入しない。
- ・ 修了または進級ができなかった場合には、当該年度のC、DおよびF評価の科目の単位及び成績は無効とし、翌年度以降の評点平均の計算には含まない。

③ 単位認定辞退

基礎科目及び基幹科目を除き、履修登録を行った科目について、単位の認定を求めない場合には、各学期の指定する時期に専攻長に届け出なければならない。届け出された科目については、成績評価を行わないが、履修登録自体を取り消すものではないので、履修登録の上限の計算には含まれる。

④ 追試験

やむを得ない事情により筆記試験を受けることができなかつたと専攻長が認める場合には、追試験を受けることができる。この場合の成績判定は、通常の試験の場合と同様に行う。

なお、詳細については後掲「法科大学院における追試験の実施について」を参照のこと。

⑤ 成績評価に関する問い合わせ

D又はFの判定を受けた科目については、成績に関して担当教員に問い合わせることができる。希望者は、成績表発表日後、速やかに担当教員にメールにて申し出ること。

⑥ 再履修

D、F又は不合格の判定を受けた科目、履修登録をしたが単位の認定の辞退を届け出た科目については、次年度以降に再履修を認める。ただし、3年次に進級した後に基礎科目を再履修することはできない。再履修の結果、その点数評価が当初の評価に満たないとき、又は再度不合格の判定を受けたときは、当初の評価をもって、その科目の成績とする。

(11) 筆記試験問題・講評及び参考答案の開示

各学期の成績発表後、学習室内において、筆記試験問題・講評（追試験を除く。）及び基礎科目・基幹科目（民事法文書作成を除く。）の参考答案を開示する。開示期間は、筆記試験問題・講評については3年、参考答案については2年である。学習室内における閲覧に限り、学習室外への持ち出しは禁止する。ただし、筆記試験問題・講評については、複写を許可する。

なお、参考答案は、優秀な評点を与えた答案の中から、学生にとって出題の趣旨を理解する上で参考になると考えられるものを開示しており、正解ではなく、誤りに相当するものも含まれている可能性がある点に留意すること。

(12) 入学前の既修得単位

法学未修者が入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、4単位を限度に、本専攻における選択科目Iの履修により修得したものとみなすことができるので、学年の初めに法科大学院掛で申請を行うこと。

(13) 進級要件・修了要件等

① 進級要件と原級留置・在学年限

1年次から2年次に進級するためには、1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

2年次から3年次に進級するためには、2年以上在籍して、基礎科目のすべ

ての単位を修得し、かつ、基幹科目につき22単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

病気休学など特別な事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする。

② 修了要件

3年以上在籍して、必修科目等の必要修得単位を含む96単位以上を修得すれば、課程を修了する。ただし、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目（法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目を含む。）の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めない。

なお、法学既修者は、1年間在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

③ 原級留置の場合の単位取扱い

進級または修了を認められない者が、当該年度に履修した科目のうち、C、D及びF評価の科目の単位及び成績は無効とし、翌年度以降の評点平均の計算には含めない。